No.	施設類型	中分類	施　設　名	建設年	避難所	耐震不適合	指定管理	大規模改修予定	施設の方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8
22	3　コミュニティー施設	集落センター	小俣集落センター	S45			○		⑩移譲、貸借	現在の指定管理期間中（令和３年度まで）に地元集落へ移譲する。	指定管理	→	→					
											認可地縁団体設立	↔						
											移譲手続		↔					
23	3　コミュニティー施設	集落センター	温出地域農村研修センター	S57			○		⑩移譲、貸借	現在の指定管理期間中（令和３年度まで）に地元集落へ移譲する。	指定管理	→	→					
											認可地縁団体設立	↔						
											移譲手続		↔					
24	3　コミュニティー施設	集落センター	府屋駅前ふれあいセンター	H10			○		⑩移譲、貸借	現在の指定管理期間中（令和３年度まで）に地元集落へ移譲する。	指定管理	→	→					
											認可地縁団体設立	↔						
											移譲手続		↔					
25	3　コミュニティー施設	集落センター	北中生活改善センター	S45			○		⑧廃止	地元の北中集落では、令和３年度中に新たに集会施設を建設する計画があり、新施設建設に伴い、現在の施設を用途廃止し、ＪＡと協議の上、計画的に建物を解体する。	指定管理	→	→					
											北中集落で集会施設建設予定		↔					
											用途廃止手続		↔					
											解体協議・計画・工事		←	→	→			
		集落センターの数	4															